

地方の声一つ一つに耳を傾けて、豊かな地域づくりに役立ちたい!

調査員
林田 恵魅香
(福岡県から派遣)



調査員
永田 有沙
(松山市から派遣)



1. 提案の実現に向けて、私たちが心がけていること

内閣府地方分権改革推進室の業務内容について尋ねられた時、私たちは、①現行制度によって、現場の自治体がどのように困っているのか、②制度がどのように変われば地域の課題が解決するのか、を関係府省にお伝えし、具体的な解決策につなげるべく最善を尽くす「橋渡し」をしていると答えています。

このためには、事前相談の段階から提案団体の置かれている状況を深く理解し、提案に込められた思いに共感することはもちろん、制度に関する経緯や問題点を事前に調べ、室内関係者で議論してから、関係府省と交渉していくことが重要だと考えています。

その一方で、交渉の過程で、想定外の新たな論点や、制度見直しによって生じる別の問題などにより、関係府省から厳しい反応をされることもあります。また、良い打開策がなかなか見つからず、どうすればいいのかと苦むこともあります。

そんな時でも、私たちは、現場の支障が解決されるためにはどうすべきかを最優先に、具体的な打開策を一生懸命考え、提案団体と関係府省との双方にしっかりと向き合いながら、何度も交渉していきます。

2. 現場の切実な声が制度を動かすエネルギー

平成28年度、私たちが担当した案件に、子ども・子育て支援法に基づき市町村が交付する「支給認定証の廃止」を求める提案(平成28年管理番号2・12(詳細はP59)をご覧ください。)がありました。高知市、倉敷市の担当の方との意見交換を通じて伺った現場の切実な声が提案となった案件で、私たちも思い入れの強かった提案です。

「支給認定証」は、市町村が必ず保護者に交付しなければならないこととされているものの、実際に保護者が「支給認定証」を使用する場面がなく、保護者や市町村の大きな負担になっているという切実な声を伺い、この状況をなんとかしなければ、と思ったことを覚えています。

その思いを胸に、関連する資料や法律を読み込み、高知市、倉敷市以外の方からも同様に御苦労されているお話を伺った上で、関係府省との間で交渉を重ねた結果、支給認定証は、保護者が申請した場合にのみ交付すればよいという制度改正がなされました。

このように、現場の切実な声は、制度を動かす大きなエネルギーとなります。提案をすることに躊躇する場合もありますが、私たちが、皆さんの想いをしっかり受け止め、関係府省へ伝わるよう、「橋渡し」を行いますので、是非、私たちに皆さんの想いを伝えていただければと思います。